

静岡市建設業関連業務低入札価格調査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡市が競争入札（一般競争入札をいう。以下同じ。）により建設業関連業務の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下、「施行令」という。）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者又は価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者（以下、これらを「最低価格入札者等」という。）を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者又は価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者（以下、これらを「次順位者」という。）を落札者とする場合において、あらかじめ実施する調査（以下、「低入札価格調査」という。）について定めるものとする。

(対象となる請負契約)

第2条 この要領の対象となる請負契約は、市が総合評価方式制限付一般競争入札により発注しようとする建設業関連業務のうち、標準型（静岡市建設業関連業務に係る総合評価方式制限付一般競争入札実施要綱第2条に規定する標準型をいう。）で発注するものとする。

(調査基準価格の算定方法)

第3条 競争入札により契約を締結しようとする場合は、契約ごとに、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められる場合の基準となる入札比較価格に対する価格（以下、「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

2 調査基準価格は、次の表の業務区分の欄に掲げる業務ごとに、同表①の欄から④の欄までに掲げる額を合計した額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、その額が予定価格算出の基礎となった額（同表①の欄から④の欄までに規定する費目の総額をいう。以下同じ）に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の8.1を乗じた額（測量業務にあっては10分の8.2、地質調査業務にあっては10分の8.5）とし、予定価格算出の基礎となった額に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2）とする。

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—

建築関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の 額に10分の 6 を 乗じて得た額	諸経費の額に10 分の 6 を乗じて 得た額
土木関係の建設 コンサルタント 業務 (積算に技 術経費を用いる ものを除く。)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に10分の 9 を乗 じて得た額	一般管理費等の 額に10分の 5 を 乗じて得た額
土木関係の建設 コンサルタント 業務 (積算に技 術経費を用いる ものに限る。)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に10分の 6 を乗 じて得た額	一般管理費等の 額に10分の 6 を 乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額 に10分の 9 を乗 じて得た額	解析等調査業務 費の額に10分の 8 を乗じて得た 額	諸経費の額に10 分の 5 を乗じて 得た額
補償関係コンサ ルタント業務 (積算に技術経 費を用いるもの を除く。)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に10分の 9 を乗 じて得た額	一般管理費等の 額に10分の 5 を 乗じて得た額
補償関係コンサ ルタント業務 (積算に技術経 費を用いるもの に限る。)	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に 10分の 6 を乗じ て得た額	諸経費の額に10 分の 6 を乗じて 得た額
その他業務	業務価格の額に 10分の 6 を乗じ て得た額	—	—	—

- 3 前項の規定を適用する場合において、消費税及び地方消費税に相当する額を加える前の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 前1項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、調査基準価格を予定価格に10分の8.1(測量業務にあっては10分の8.2、地質調査業務にあっては10分の8.5)から10分の6(地質調査業務にあっては3分の2)までの範囲内における適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。

(入札参加者への周知)

第4条 入札参加者には、入札の公告において、次のことを明示し、入札参加者に周知する。

- (1) 地方自治法施行令第167条の10第1項の適用があること。
- (2) 調査基準価格を設けていること。
- (3) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者等であっても必ずしも落札者とはならない場合があること。
- (5) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事情聴取に協力すべきこと。

(予定価格調書への記載)

第5条 調査基準価格を設けたときは、当該調査基準価格を予定価格調書に記載するものとする。

(入札の執行)

第6条 入札の結果、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、財政局財政部契約課長(以下、「契約課長」という。)は、入札者に対して「保留」を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了することができる。

(低入札価格調査の実施)

第7条 前条に規定する入札が行われた場合は、契約課長は、当該入札に係る建設業関連業務の履行を監督する課の長(以下、「業務担当課長」という。)とともに、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者について、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて、低入札価格調査を行うものとする。

- 2 低入札価格調査は、次に掲げる事項について、最低価格入札者等からの事情聴取等により行うものとする。この場合において、必要があるときは、最低価格入札者等に対し、入札価格の内訳書その他の資料の提出を求めるものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 当該契約の履行体制
- (3) 手持ちの建設業関連業務の状況

- (4) 手持ち機械等の状況（測量業務及び地質調査業務に係る本調査の場合に限る。）
 - (5) 契約に示された内容に適合した履行をする旨の確約書
 - (6) 第三者による照査等を実施する者
 - (7) 第三者による照査等を行う者の確約書
 - (8) その他必要な事項
- 3 調査は、調査基準価格を下回った者のうち、最低の価格をもって入札した者のか、調査基準価格を下回った複数の者について並行して行うことができる。
- 4 契約課長は、第2項の調査結果及び入札価格内訳書等の調査資料を総合的に勘案し、その結果を低入札価格調査結果報告書（様式第1号）に契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの意見を添えて、次条に規定する静岡市建設工事等契約審査委員会に報告しなければならない。
- （静岡市建設工事等契約審査委員会の設置）
- 第8条 静岡市建設工事等契約審査委員会（以下、「委員会」という。）の設置については、市長が別に定める。
- （委員会の審査結果に基づく落札者の決定等）
- 第9条 契約課長は、委員会の審査の結果、最低価格入札者等の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めたときは、直ちに最低価格入札者等を落札者と決定し、その旨を通知するとともに、他の入札者に対して入札の結果を通知するものとする。
- 2 契約課長は、委員会の審査の結果、最低価格入札者等の入札価格をもっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるものであった場合は、その者を落札者とせずに、次順位者を落札者と決定する。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、当該次順位者について改めて低入札価格調査を行うものとする。
- 3 前項の規定により、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者等に対しては落札者としない旨を低入札価格調査結果通知書（様式第2号）により通知し、次順位者に対しては落札者となつた旨を通知するとともに、他の入札者に対しては入札の結果を通知するものとする。
- （監督体制の強化等）

- 第10条 低入札価格調査の結果、調査対象者が落札した場合においては、次に掲げる措置をとるものとする。
- （1）業務担当課長は、共通仕様書に基づき業務計画書を提出させるに当たり、必要と認めるときは、受注者に対し、その内容について事情聴取その他調査を行うものとする。

（2）当該業務の監督員は、あらかじめ提出された業務計画書の内容に沿った業務が実施されているかどうかの確認を行うものとし、実際の業務が記載内容と異なるときは、その理由を受注者から詳細に聴取するものとする。

2 前項に定めるもののほか、調査対象者が落札した業務に付すべき主任技術者又は管理技術者は、当該業務と同種同規模の完了実績を有する者とする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

低入札価格調査結果報告書

年 月 日

静岡市建設工事等契約審査委員会委員長様

財政局財政部契約課長

次の業務について、地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査を実施した結果について、次のとおり報告します。

対象業務名			
業務場所			
業務概要			
入札方法			
入札(開札)日	年 月 日()		
調査対象業者	所在 地		
	商号又は名称		
	代表者氏名		
調査対象価格 (税抜き)	予定価格	円	
	調査基準価格	円	予定価格との比率 %
	入札価格	円	予定価格との比率 %
調査結果	聴取日時	年 月 日() 時 分～ 時 分	
	聴取場所		
	聴取者		
	相手方職指名		
	入札結果表	別紙のとおり	
	調査の内容等	別紙のとおり	
意見			

調査項目

1	その価格により入札した理由	
2	当該契約の履行体制	
3	手持ちの建設業関連業務の状況	
4	手持ちの機械等の状況（測量業務及び地質調査業務に係る本調査の場合に限る。）	
5	契約に示された内容に適合した履行をする旨の確約書	添付資料
6	第三者による照査等を実施する者	所在地： 業者名： 代表者：
7	第三者による照査等を行う者の確約書	添付資料
8	その他の必要な事項	

第 号
年 月 日

最低価格入札者様

静岡市長 氏 名 印

低入札価格調査結果通知書

年月日に入札を執行した下記の業務については、落札の決定を保留しましたが、調査の結果、貴社を落札者としないことに決定したので通知します。

記

1 業務名

2 入札金額 金 円

3 落札者と
しない理由

4 落札者

5 落札者の入札金額 金 円

契約金額 金 円也
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円